

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十一月十五日

徳島県人事委員会委員長 坂田千代子

卓異起作等に關する規則の一部を改正する規則、規則六一二三の一部

単員赴任手当に関する規則（規則六一三）の一部を次の如く改正する。

第一「条中」及び第二「項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第一「項中」含めを「含む」に改める。

第五条第一項中「任用の事情等を考慮して」を削り、「職員は、単身で生活する」とを常況とする職員を「やむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

條に規定するやむを得ない事情により、同話していた配偶者と別居する」ととなつた。

職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することができる第二条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと。
口 職員の分限に関する条例（昭和四十年徳島県条例第十八号）第二条第一号の規定による休職から復職したこと。

第五条第一項第七号中「職務復帰」を「事由発生」に、「異動」を「第一條」とあるのを「前項」と、「異動」に改める。

附
則

- この規則は、公布の日から施行する。
改正後の別記様式に相当する改正前の別記様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。